

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）における  
地域支援事業について

（付議要旨）

高齢者の社会参加と支え合いの体制をつくとともに、支援が必要な高齢者が地域で自立した生活を継続していけるよう、第6期（平成27～29年度）の新しい地域支援事業について、予防給付の移行時期を決定する。

1 主旨

第6期の介護保険制度改正では、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を大きな柱として、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実に向け、新しい地域支援事業を実施することとしている。

また、新たに地域支援事業として、認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期対応・早期支援や認知症地域支援推進員による関係者間のネットワークづくり等が位置づけられるほか、第6期の方針として在宅医療・介護連携や地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等が示されている。

こうしたことを踏まえ、区では次のように第6期の地域支援事業を実施する。

2 予防給付の移行時期

予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行について、改正法においては平成27年4月施行となっているが「区市町村の条例で定める場合には平成29年4月まで実施を猶予することができる」とされている。

区では、介護事業者による現行サービス相当のサービスの他、緩和した基準によるサービス、NPOやボランティア等、多様な主体がサービス提供を行う新しい総合事業の仕組みを整えるため、平成27年第1回区議会定例会に条例改正を提案し、平成28年4月をもって予防給付から地域支援事業へ移行する。

なお、予防給付の利用者については、28年4月以降、要介護・要支援認定の更新時に合わせて順次移行していく。

3 第6期（予防給付の移行後）における地域支援事業の内容

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（詳細は別紙参照）

予防給付移行分

- ・訪問型サービス（現行の介護予防訪問介護相当、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援）
- ・通所型サービス（現行の介護予防通所介護相当、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス）
- ・生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・介護支援ボランティア・ポイント事業

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センター運営 (地域ケア会議の充実等)

在宅医療・介護連携の推進 (在宅医療・介護提供体制の構築、連携に関する研修の実施、地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援等)

認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)

生活支援サービス体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

(3) 任意事業

介護給付適正化事業

高齢者おむつ支給

家族介護支援

家族介護慰労事業

高齢者配食サービス

高齢者緊急一時宿泊事業

住宅改修アドバイザー派遣

4 支援が必要な高齢者を支え合う仕組みづくり

地域支援事業は、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を営むことを支援する区サービスである。地域の自主性や主体性を生かして支え合う地域社会を築くため、介護保険の理念である自立支援や身近な地域での活動について、庁内連携のもとに区民や事業所、関係機関等に広く周知を図り、支援が必要な高齢者を支え合う意識を具体的に共有しながら仕組みづくりを進めていく。

また、地域包括ケアシステムの地区展開の中で、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が連携して地域ニーズの把握、住民主体によるサービスの提供の拡充、多様な地域資源のネットワーク構築を進め、支援が必要な高齢者を支援する福祉のまちづくり・人づくりを推進していく。

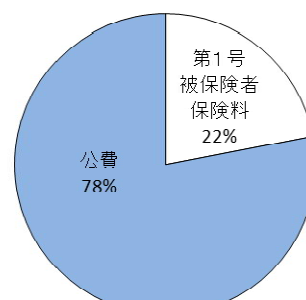
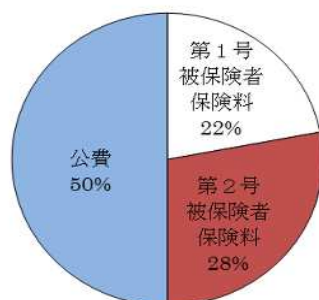
5 財源構成と財政フレーム

新しい地域支援事業は、3(1)～(3)の3区分から構成され、(1)の財源は介護給付と同様に公費と1号・2号保険料、(2)と(3)の財源は2号保険料を除いたものとなっている。また、(1)の財源フレームは、前年度の実績に75歳以上の高齢者の伸びを乗じた額とされており、(2)(3)の上限は今後国から示される予定である。

【財源構成】

<介護予防・日常生活支援総合事業>

<包括的支援事業・任意事業>

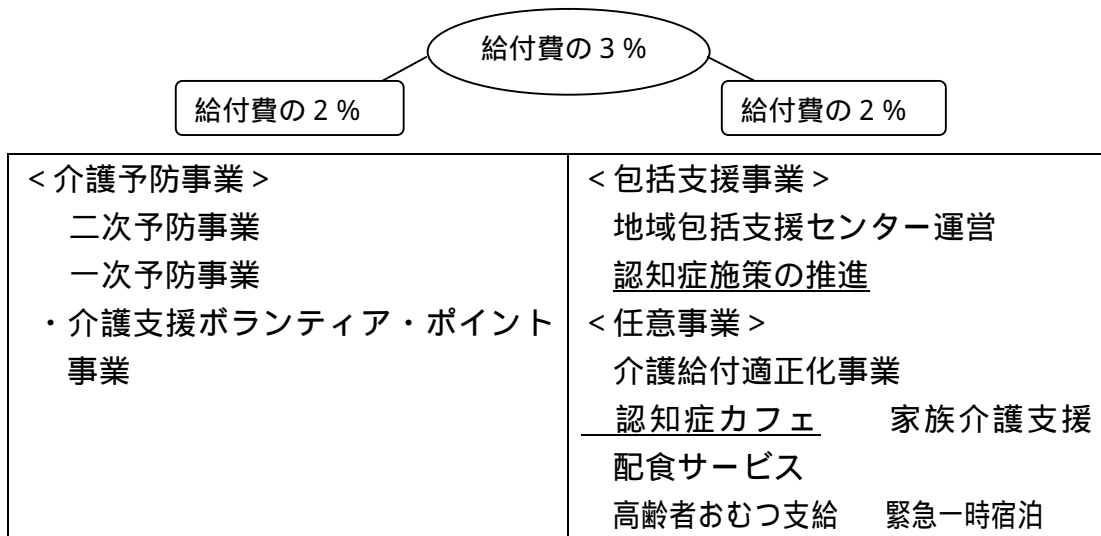


公費の内訳は、いずれも国1/2、都1/4、区1/4

【財政フレーム】

第5期(平成24～26年度)

第6期 総合事業開始前 (平成27年度) 下線は新たに実施するもの



第6期 総合事業開始後 (平成28・29年度) 下線は新たに実施するもの

【前年度の予防給付(訪問介護・通所介護・予防支援)  
+ 介護予防事業】 × 【75歳以上高齢者の伸び率】

未定

<p>&lt;介護予防・日常生活総合事業&gt;</p> <p><u>予防給付移行分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・訪問型サービス・通所型サービス・生活支援・ケアマネジメント</u></li> <li>一般介護予防事業</li> <li>・従来の一次・二次予防事業(一部)</li> <li><u>・地域リハビリテーション活動支援事業</u></li> <li>・介護支援ボランティア・ポイント事業</li> </ul>	<p>&lt;包括支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター運営</li> <li><u>在宅医療・介護連携</u> 認知症施策の推進</li> <li><u>生活支援サービス体制整備</u></li> </ul> <p>&lt;任意事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付適正化事業 家族介護支援</li> <li>認知症カフェ 配食サービス</li> <li>高齢者おむつ支給 緊急一時宿泊</li> </ul>
--	---

6 今後のスケジュール

平成26年

11月7日 第60回地域保健福祉審議会(答申)

11月11日 福祉保健常任委員会

平成27年

1月 第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案作成

3月 第1回区議会定例会 介護保険条例改正提案

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

4月～ 新しい総合事業準備(システム改修、窓口体制整備、事業者・ケアマネジャー・あんしんすこやかセンター等研修、区民アンケート等)

平成28年

4月 予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行  
(要介護認定の更新に合わせて順次移行)